

サロン通信



第47号
令和6年5月

新年度が始まり1か月が経ちましたね！

事前に年間計画を立てたサロンは、4月から、走り出しているようです！
事務局では開催やお出掛け案内チラシ作成を大車輪でやっています😊

そして…2月29日のサロン交流会の際に、令和5年度の代表者様へお渡しした書類の中に、変更点の記載があったことに気づかれましたか？

ご覧いただいた代表者の方は、さっそく、電話にて…伝言にて…メモにて…期日・お客様人数・ボランティア人数の報告もいただきました！😊

色々ご意見を頂戴した中で、サロンボランティアさんの事務作業の簡略化をしてほしい！と、お話があったので、事業報告書の提出を改めました！

サロン事業報告書を記入して提出⇒電話でもメモでもOKになりました！

今後はこのように伝えてください！⇒⇒⇒

↓こちらが今までのものです！

令和 年度 ふれあい・いきいきサロン事業報告書	
実施年月日	令和 年 月 日 (曜日)
サロンの名称	
会場名	
時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分
参加者	合計 人
実施内容	
参加費	円
感想等	
記入者氏名	

この報告書の提出はいいですね！
ただ、サロンで内容把握のために
内容を控えておいたり、ノート等を
活用して、保存版を作っておくのも
良いかもしれません！

中之島地区社会福祉協議会



電話でも
メモでも
OKです！

伝えてほしい
内容は…

- * ○月○日
- * お客様人数 ○人
- * ボランティア人数 ○人

…これだけです！
田井宛に電話又は
伝言でもOK！

Q&Aコーナー



サロン担当：田井から、なんだてあらこんだて
あら、お答えするいの！質問絶賛受付中！

Q. サロンで、万が一のケガをした時の保険はあるの？

A. 「ボランティア行事用保険」があります！

※参加者のケガ、往復途中の事故・熱中症・食中毒も補償されます。

※自動車による事故は行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険での補償となります）

※行事主催者・参加者に対しての保険です。

保険料：560円から

補償期間：行事開催日当日のみ

加入を検討されるサロンはご相談ください。加入依頼書の用紙は社協にあります。

加入される場合は、加入依頼書と保険料を、行事の2週間前までに社協に提出ください。

あるサロンでは…サロン開催日はすべて加入されています。

また、あるサロンでは、お出掛けの日だけ加入されています！

運動したり、散策したりの時に安心ですね！



Q. 会食サービスってどうなの？

A. 今年からご案内している新企画！ おすすめです！

サロンでの昼食会でご利用いただけます！

配食サービスのボランティアさんから、毎週金曜日（7・8月は第1金曜日のみ）に作っていただいているお弁当を、サロンでの昼食会でご利用いただけるサービスです。

サロンでの食事を通して、地域の人とボランティアが楽しくふれあいながら、いきいきと過ごしていただけるようなお手伝いができたらと思っています！

上記パンフレットは、
4月号配付の際に一緒
にお届けしています。



内容や困っていること…ちょっとでも気になったことがありましたら…サロン担当：田井までお声掛けください！

皆さんと一緒に、サロンを楽しみたいと思っています😊😊😊



